

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年(2015年)11月25日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
山本尚生

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

#### (1) 総務部財政グループ

- ・基金積立金
- ・特別会計繰出金（土地取得特別会計）
- ・庁舎管理事業
- ・共済事務事業
- ・公有財産管理事業
- ・公共施設等総合管理計画策定事業
- ・財政管理事業
- ・公用車管理事業
- ・特別会計（国民健康保険特別会計）
- ・特別会計（介護保険特別会計）
- ・特別会計（後期高齢者医療特別会計）
- ・特別会計（下水道事業特別会計）
- ・元金
- ・利子
- ・財産管理事業
- ・水道事業繰出事業
- ・予備費
- ・利子（土地取得特別会計）
- ・一般管理事業（東野財産区特別会計）
- ・一般管理事業（池尻財産区特別会計）

#### (2) 都市整備部都市計画グループ

- ・審議会事業
- ・建築指導運営事業
- ・建物耐震対策事業
- ・審議会事業
- ・都市計画管理事業
- ・都市計画図整備事業
- ・南河内広域行政共同処理事業

### 2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

平成27年10月6日から平成27年10月26日まで

### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに

に、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

## 第2 監査の結果

総務部財政グループの財務に関する事務は関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

都市整備部都市計画グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

### 指摘事項等

#### 【都市整備部都市計画グループ】

補助金交付に係る事務処理において、簿冊番号の記載誤りが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。